

高速船（ジェットフォイル）の更新に係る支援の拡充及び 高速船旅客ターミナル等の整備を求める意見書

高速船ジェットフォイルは、これまで島民、出郷者、観光客、ビジネス客の足として、平成元年の就航から 35 年間にわたり生活を形づくる重要な交通インフラとして利用されています。

現在、鹿児島・種子島・屋久島・指宿間で運行されているジェットフォイルは 6 隻ありますが、それぞれ製造から 29 年から 46 年経過している状況です。製造元である川崎重工業では、耐用年数は 35 年から 40 年程度としており、老朽化が進む現状は新造船導入が喫緊の課題となっています。

令和 4 年度に成立した、改正離島振興法において、ジェットフォイルへの設備投資が配慮規定に明記されましたが、船体更新にかかる費用は 70 億円を超え、既存の船舶共有建造制度を活用したとしても、運行事業者、地元自治体では到底負担できる金額ではありません。

なお、新造船は契約から就航までに約 3.5 年の期間を要し、その間にも現存の船体は老朽化する一方となります。

また、現在、西之表市に属する馬毛島において自衛隊馬毛島基地（仮称）整備が進められており、工事関係者が増加しているとともに、自衛隊施設が令和 12 年 3 月に完成した場合は、自衛隊関係者も多く航路を利用する事が予測され、高速船の更新、高速船旅客ターミナル整備及び駐車場拡充が緊急的に求められています。

つきましては、離島住民が、離島に住み続け、地域社会を維持していくためには、航路の維持充実は行政の責務であることを踏まえ、改正離島振興法を機に、国においても新造船導入への支援の拡充をしていただくとともに、高速船旅客ターミナル及び駐車場に伴う次の事項について、特段の措置を講じられるよう要望いたします。

記

1. ジェットフォイル新造船導入にかかる支援の拡充
2. 駐車スペースの拡充・充実のため、西之表港中央地区への立体駐車場の整備及び長期駐車車両への対策措置
3. 鹿児島港本港区における種子・屋久高速船旅客ターミナル内の、待合席の増設及び公衆無線 LAN の設置

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和 6 年 12 月 18 日

鹿児島県西之表市議会